

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事および監事ならびに評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 役員等の報酬は、本会の定款の規定に定めるとおり無報酬とする。

2 職員を兼務する役員は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

(公 表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年7月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。